

問合せ先
 財団法人 関西社会経済研究所
 鈴木、島、戸泉
 TEL 06-6441-0550

平成22(2010)年5月24日

税財政に関する調査研究結果の発表について

財団法人関西社会経済研究所（所在地：大阪市北区中之島6-2-27）では税財政に関する調査研究を実施しましたので、成果を発表いたします。尚、本研究は抜本的税財政改革研究会（主査：関西大学経済学部教授 橋本恭之氏）を中心に実施いたしました。

<消費税率引き上げ議論の高まり>

財政収支の極度の悪化、今後増大が必至とみられる社会保障関係費や新政策の財源確保の観点から、消費税率引き上げ議論が活発化している。多くの経済団体は5～15%程度の引き上げを提言、政党では自由民主党に加え民主党も議論を開始する構えである。また、OECDは日本への提言として「OECD域内で最低水準の消費税率の引き上げ」を挙げている。

■各経済団体の消費税率引き上げに関する主張

関西経済連合会	15%～20%程度への消費税率の引き上げを
日本経済団体連合会	消費税は2011年から速やかに少なくとも10%（毎年2%づつ）に引き上げ、2020年代半ばまでに欧州並みの10%台後半へ
経済同友会	消費税率は2013年度10%に15年度に15%、17年度17%に引き上げるべき
自民党	複数税率、低所得層への配慮を勘案しながら、消費税の引き上げを含む税制の抜本的改革を行う
OECD	OECD内で最低水準の消費税率を上げるべき
IMF	2011年度から段階的に消費税を引き上げ15%程度にすべき

<中長期財政基本指針における明確な位置づけが必要>

税率の引き上げ幅は、全体の財政収支バランスの動向を見極めながら、慎重に検討していく必要がある。更に、実施時期についても、消費税率引き上げは個人消費を冷え込ませ、マクロ経済にマイナスのインパクトを与えるリスクが存在するため、慎重に吟味する必要があるだろう。

<消費税が抱える問題点>

消費税制には制度自体が内包する問題がある。

- ・ 所得に対し逆進性を有しており、税率引き上げ時にはこの問題への対策が重要となろう。
- ・ 一定の中小事業者を対象外とするなどの内容があり、消費者が支払った消費税が国庫に納入されないという「益税」などの問題が発生している。

- ・ 将来の制度設計にあたっては一律税率か複数税率かの問題ある。
- ・ EUのようなインボイス方式導入の是非の問題も存在する。

<今回の研究のポイント>

経済のグローバル化の進行により所得分配に問題が発生している。この状況下、消費税率引き上げを検討するためにはこの問題への対応が重要である。今回は格差是正或いは逆進性の問題を中心に、消費税率引き上げに際しての制度的問題について研究を行うとともに、格差是正に関して、各国で導入されている「給付付き消費税率控除制度」についてその有効性を検証した。

<研究結果の概要>

★ 消費税：税率引き上げ時には益税の拡大と逆進性の拡大が懸念

◎逆進性：現行消費税にはそれほど大きくはないものの生涯所得に対しても緩やかな逆進性が観察される。
(大卒大企業：3.14% 高卒零細企業：3.58%)

→ **税率引き上げ時には低所得層の負担増大が懸念され、逆進性緩和策を検討すべき。**

◎執行面の問題：消費者が支払った消費税が国庫に納入されないという「益税」の問題は、近年の消費税制度見直しにより改善されてきている。

益税金額 1990年：2.1兆円→2005年：0.5兆円

→ **例えば、税率15%への引き上げ時には約1.5兆円に増大が見込まれ、簡易課税制度の廃止、免税点の引き下げを検討すべき。**

★ 格差是正策：鳩山政権で検討中の累進税率表強化と給付付き税額控除の比較

◎累進税率表強化：最高税率引き上げのみでは効果なし、格差是正には所得税の増税が有効だが、それは非現実的。

最高税率引き上げケース0.8兆円増収、累進税率表強化ケース7.2兆円増収

◎給付付き消費税率控除：消費税率を上げた場合でも、税収増と格差是正を両立。

消費税率10%（超過減額率5%）要対応額3.0兆円、純増収額9.0兆円

→ **格差是正には有効。但し、資産所得も含めた世帯所得把握の為、納税者番号制度が必要。**

<研究会メンバー> 主査 橋本恭之（関西大学経済学部教授）

委員 日高政浩（大阪学院大学経済学部教授）

鈴木善充（関西社会経済研究所研究員）

入江啓彰（関西社会経済研究所研究員）

武者加苗（関西社会経済研究所研究員）

真鍋雅史（大阪大学大学院医学系研究科特任研究員）

平成22年5月24日

財団法人関西社会経済研究所

問合せ先 06-6441-0550 (鈴木、島、戸泉)

「小泉改革及び民主党新政策の検証」調査研究結果の概要 －抜本的税財政改革研究会（2009年度）報告書より－

今般、「小泉改革及び民主党新政策の検証」に関する調査研究結果がまとまりましたので、その概要などについてご報告いたします。本研究は関西社会経済研究所の抜本的税財政改革研究会（主査：橋本恭之関西大学経済学教授）が中心になってとりまとめたものです。

1. 調査研究の狙い

日本の財政事情は世界の主要国の中でも最悪に近いレベルにあり、改革の急務が唱えられている。また、成長戦略の観点からは、法人税をはじめ各種改革の議論がある。

小泉内閣以降、現在の鳩山内閣まで、税財政に関する政策議論はかなり活発に行われ、新政策も実施されてきた。しかし、国民の多くが抜本的改革の必要性を認識しているのも否定できない事実と考える。

今後、活発化が見込まれる税財政改革議論に資する狙いで、本研究を実施した。

2. 現在の税財政議論の状況

GDPの約180%にも達する規模となった国債発行残高に象徴される財政バランス悪化に対する改善策への認識が高まっている。

<財政改革にあたり押さえるべき重要ポイント>

- ・地域格差や貧富の格差に配慮した制度改革
- ・今後、毎年1兆円規模で増大が見込まれる社会保障関係費の財源をどこに求めるか
- ・日本の成長戦略にかなう財政出動、そして税制の在り方

3. 研究結果のポイント

(1) 消費税が内包する問題

消費税に関していかなる見直しが必要なのかを検討した。民主党政権は、

4年間は消費税率を引き上げないとしているが、公債発行額が税収を上回るという異常な予算の状態において、子ども手当の満額支給、公的年金の税方式化、プライマリーバランスの黒字化などの財源調達手段として、消費税を選択肢から外してしまうことは賢明な措置とは言い難い。消費税率の引き上げに際しては、消費者が納めた税金の一部が国庫に納められないという益税を拡大するという問題と負担の逆進性の問題などクリアすべき課題が存在している。

図表 1 <消費税制度の変遷>

	税率	免税点適用上限	簡易課税適用上限	みなし仕入率	限界控除適用上限	仕入税額控除
1989年	3%	3,000万円	5億円	90%, 80%の2段階	6,000万円	帳簿方式
1991年	同上	同上	4億円	90%, 80%, 70%, 60%の4段階	5,000万円	同上
1997年	5% (地方税1%)	同上	2億円	90%, 80%, 70%, 60%, 50%の5段階	廃止	請求書等保存方式
2003年	同上	1,000万円	5,000万円	同上		同上

図表 2 <産業連関表による益税の推計結果>

	1990年	1995年	2000年	2005年
益税額	2.1兆円	1.9兆円	2.1兆円	0.5兆円
益税額/決算値	36%	27%	14%	4%

図表 3 <益税の推計結果>

	2003年	2004年	2005年
簡易申告納税額	8,229億円	7,250億円	4,814億円
売上高3,000万円以下(益税)	1,231億円	1,081億円	673億円
売上高3,000万円超1億円以下(益税)	915億円	809億円	511億円
益税額合計	2,146億円	1,890億円	1,184億円

益税問題は、近年における消費税見直しのなかでかなり縮小してきたという見方がある。消費税の逆進性についてもそれほど懸念すべきことではないという意見も多い。今回の益税の推計からは、簡易課税制度におけるみなし仕入れ比率の細分化、免税点の引き下げ、限界控除制度廃止などの見直しにより益税額が縮小してきており、2007年時点では、約0.5兆円程度と推計されることがわかった。

益税を発生させる原因となる簡易課税制度は、本来EUでおこなわれているインボイス方式において納税事務負担の軽減を目的として売り上げのデータのみで納税を計算できるように考案されたものである。我が国の消費税の納税方式は帳簿のみで計算をおこなう帳簿方式が採用されており、簡易課税制度を維持する必要は少ない。消費税税率の引き上げは、益税を再び拡大させるため、簡易課税制度の廃止と免税点のさらなる引き下げを検討すべきだろう。

分析からは、現行の消費税の逆進性は、それほど大きなものではないものの、一時点だけでなく、生涯所得に対してもゆるやかな逆進性が観察されることがあきらかになった。

図表4 <企業規模別学歴別消費税の生涯負担率>

	生涯所得 (万円)	生涯消費税 (万円)	負担率
大卒大企業	40,056.2	1,259.0	3.14%
大卒中小企業	32,126.0	1,079.9	3.36%
高卒大企業	31,677.8	1,081.5	3.41%
大卒零細企業	27,438.2	936.4	3.41%
高卒中小企業	25,278.3	891.3	3.53%
高卒零細企業	22,565.8	808.9	3.58%

※ 大企業＝従業員100人以上、中小企業＝100～999人、零細企業＝100人未満とする。

(2) 鳩山政権の新政策と所得格差の問題

民主党政権において検討されている累進税率表の強化、給付付き税額控除の導入などの格差是正策が効果的かどうかを検証した。まず、累進税率表の強化については、高所得層のみの負担を引き上げるような改革案と税制全体の累進度を強化するような改革案の2つを想定した。前者では、最高税率を

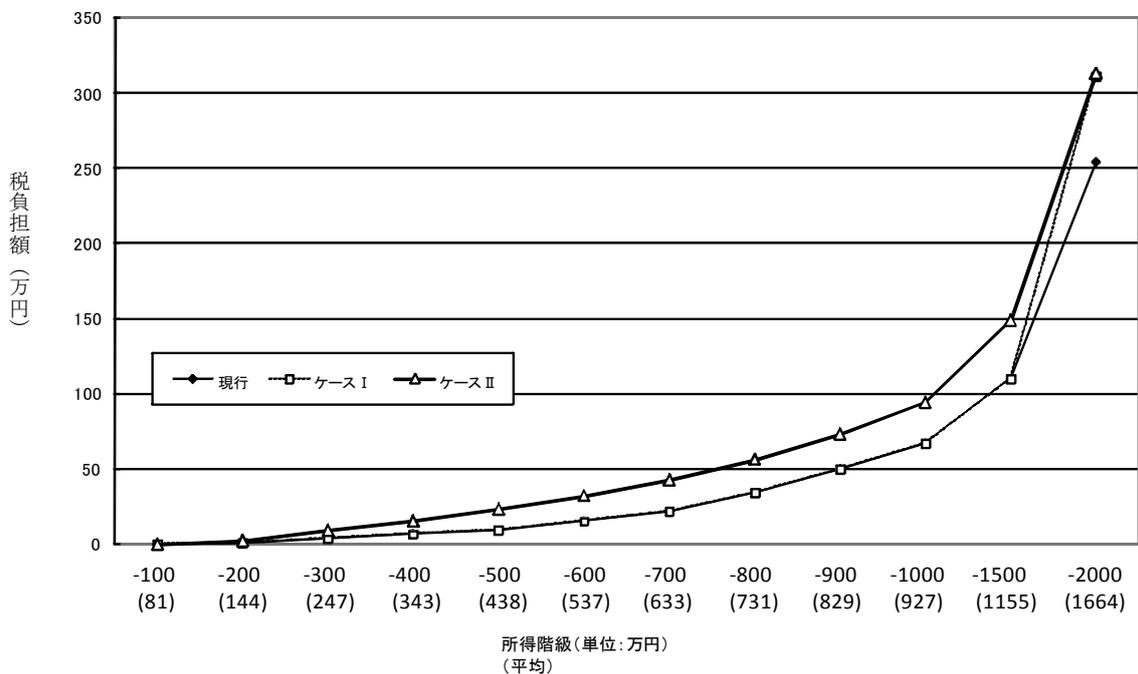
40%から 50%へ引き上げ、後者の累進税率表の強化としては、抜本税制改革前の累進度に戻すという改革案を想定した。最高税率のみを引き上げた場合には、増収額は 0.83 兆円にすぎず、格差是正効果をほとんど持たないことがわかった。後者のケースでは、格差是正効果は大きいものの、増収額が 7.2 兆円にも達し、中間所得層の税負担が大幅に増加することがわかった。このような給与所得に関してのみ累進税率表を強化するような所得税の増税案は、金融所得への税率が 20%の分離課税を基本としていることから考えると、同じ経済状態の人々に同じ税負担を求めるべきだという水平的公平の原則を著しく損なうものともいえよう。

図表 5 <シミュレーションのケース別累進税率表>

現行制度(2008年)		ケース I		ケース II (1984年当時)		
課税所得区分	限界税率	課税所得区分	限界税率	課税所得区分		限界税率
195万円以下	5%	195万円以下	5%	60万円以下	(50万円以下)	10.5%
195万円超	10%	195万円超	10%	60万円超	(50万円超)	12%
330万円超	20%	330万円超	20%	140万円超	(120万円超)	14%
695万円超	23%	695万円超	23%	230万円超	(200万円超)	17%
900万円超	33%	900万円超	33%	350万円超	(300万円超)	21%
1800万円超	40%	1800万円超	50%	460万円超	(400万円超)	25%
				690万円超	(600万円超)	30%
				920万円超	(800万円超)	35%
				1150万円超	(1000万円超)	40%
				1390万円超	(1200万円超)	45%
				1730万円超	(1500万円超)	50%
				2310万円超	(2000万円超)	55%
				3460万円超	(3000万円超)	60%
				5770万円超	(5000万円超)	65%
				9240万円超	(8000万円超)	70%

図表 6 <シミュレーションによるマクロ税収と増収額>

現行税制	ケース I		ケース II	
税収	税収	増収額	税収	増収額
11.87 兆円	12.70 兆円	0.83 兆円	19.08 兆円	7.21 兆円



出所：国税庁『税務統計から見た民間給与の実態（平成 19 年）』より作成。

図表 7 <所得階級別の税負担額> (単位：万円)

図表 8 <現行と改革ケースの再分配効果の比較>

	現行	ケース I	ケース II
ジニ係数	0.327	0.326	0.323
再分配係数	3.8%	4.0%	4.8%

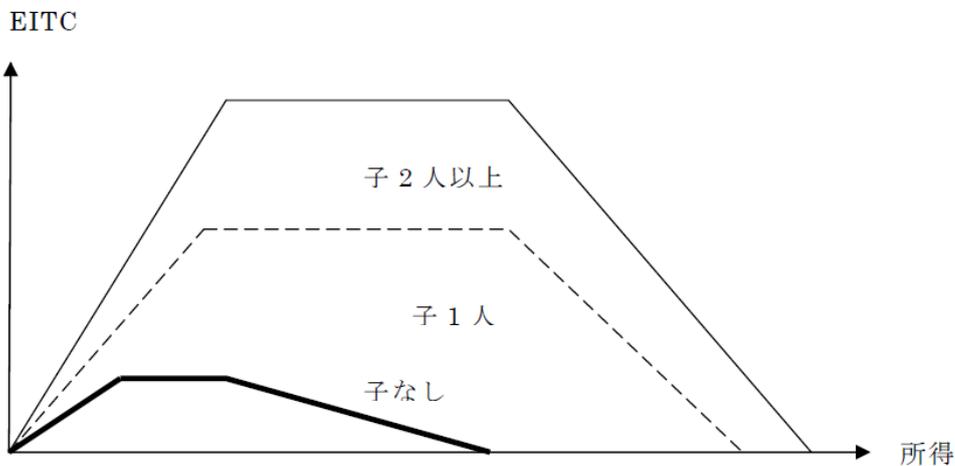
※ ジニ係数は 1 に近いほど格差が大きい。
再分配係数はジニ係数の改善度を示す。

格差是正策としては、低所得層の所得水準を引き上げるほうが効果的である。その点では、近年注目を浴びている給付付き税額控除は格差是正策としては有効的な政策である。給付付き消費税税額控除の導入は、逆進性を緩和しながら消費税率を引き上げることができるというメリットを持っている。消費税は、すべての国民に消費に比例的課税することで、水平的公平に合致する税である。

今回の分析では、消費税率を 10%まで引き上げたとしても給付付き税額控除を導入すれば、格差是正に貢献しつつ、約 9.0 兆円の増収がえられることがわかった。ただし、給付付き税額控除の導入には、納税者番号制度導入などの納税環境の整備が必要であろう。

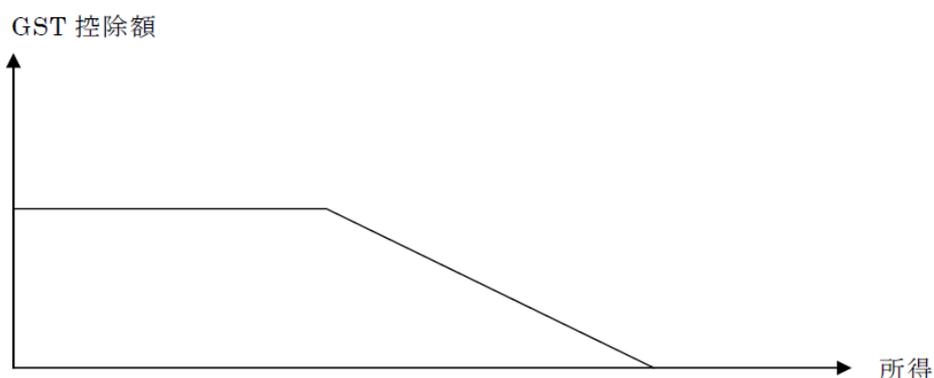
図表 9 <給付付き税額控除の諸外国の事例>

国	名称と目的	仕組み
アメリカ	EITC (Earned Tax Credit) 勤労税額控除	勤労所得が低い層が対象。子どもの数と所得に応じて給付あるいは税額控除が決定。
	1975年に導入、貧困問題の存在、最低賃金フルタイム労働で課税最低限所得が貧困ラインを超えるという目標	
韓国	勤労奨励金 勤労税額控除	アメリカと類似しているが、子どもの数に依存しない。
	2009年から支給開始、ワーキング・プア増加、所得格差拡大	
カナダ	GST控除 (Goods and Services Tax Credit) 消費税額控除	申告所得と世帯人員に応じて税が還付される。所得制限が設定されている。
	1991年に導入、基礎的消費部分の消費税負担額を還付消費税負担の逆進性緩和	
オランダ	Labour Income Tax Credit (LITC) 勤労所得税額控除	勤労所得があれば、控除可能となっている。個人単位で控除されている。
	2001年の基礎・扶養控除を税額控除化した上で、31.7%の社会保障税+所得税の一括徴収化への負担増加緩和と社会保険料の軽減	
イギリス	Working Tax Credit (WTC) 勤労税額控除	一定の就労時間(週16時間)を条件に給付される。また一定の就労時間(週16時間)を超えると給付額が加算される。家族を有していたり、障害者家族に対する追加額あり。
	子育て支援と子どもをもつ親の勤労促進として開始子どもなしの低所得世帯、障害者への給付を拡大	
ニュージーランド	WFFTC (Working for Families Tax Credits) 4つの制度で構成される。①Family tax credit ②In-work tax credit ③Minimum tax credit ④Parental tax credit	4つの構成要素の中の1つに適用されるか1つ以上に適用されるかは個人の状況(子どもの数と年齢)に依存する。
	課税ベースが広い付加価値税の逆進性を所得税額控除で緩和	



図表 10 <アメリカ型給付付き勤労税額控除制度の概念図¹⁾>

¹⁾ 2009年からは3人以上が追加されている。



図表 1 1 <カナダ型給付付き消費税額控除制度の概念図>

図表 1 2 <シミュレーションの制度設計>アメリカ型（子なし）に類似

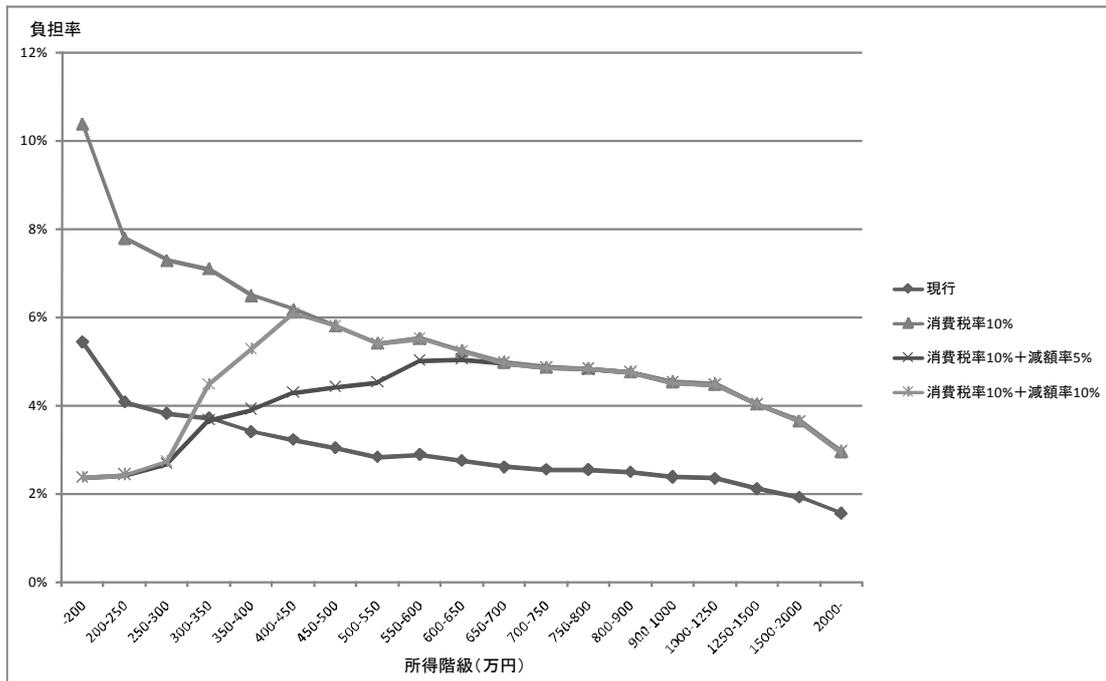
勤労所得	控除額段階	控除額（控除率）
56 万円まで	上昇	7.67%
56 万円から 70 万円まで	一定	4.3 万円
70 万円から 125.9 万円まで	減少	4.3 万円-7.69%×（勤労所得-70 万円）

図表 1 3 <消費税額控除の計算設定>カナダ型に類似

世帯類型	基礎的 消費支出	税額還付額	
		消費税率 5%ケース	消費税率 10%ケース
単身	100 万円	4.76 万円	9.09 万円
世帯人員 1 人につき	50 万円	2.38 万円	4.55 万円

図表 1 4 <消費税額控除導入による要対応額と純増収額>

制度設計	要対応額	純増収額
税率 10%+超過減額率 5%	3.0 兆円	9.0 兆円
税率 10%+超過減額率 10%	1.6 兆円	10.4 兆円



出所：『全国消費実態調査（平成 16 年）』より作成。

図表 15 <消費税率導入による税負担率への効果>

図表 16 <消費税率導入による再分配効果>

	ジニ係数	再分配係数
課税前	0.2334	
現行消費税（税率 5%）	0.2365	-1.31%
税率 10%	0.2394	-2.57%
税率 10%+超過減額率 5%	0.2325	+0.40%
税率 10%+超過減額率 10%	0.2347	-0.52%

(3) 公共投資の地域配分の在り方

歳出の見直しの方向性を探るために、公共投資の地域経済に対する経済効果について分析をおこなった。具体的には、各地域の公共投資を1兆円ずつ追加する乗数シミュレーションをおこなっている。

乗数シミュレーションでは、各地域の公共投資を同額（1兆円）追加し、GRP（域内総生産）に対する影響を見た。域内経済に対する乗数効果は、関

東が最も大きく(1.226)、以下、中部(0.886)、西日本(0.668)、関西(0.608)、北日本(0.573)となる。5地域のGRP合計額(GDPに相当する)に対する効果でみると、関東での乗数が1.766と最も大きく、北日本(1.452)、西日本(1.390)、関西(1.345)と続いて、中部の乗数が最も小さい(1.240)。

全国経済に対する効果と域内経済に対する効果の違いは、各地域の歩留まり率の違いに起因する。例えば北日本ではGDPへの効果は関東に次ぐ乗数効果となるが、自地域のGRPに対する効果でみると、5地域中で最も低い。これは他地域に経済効果が漏出しているからである。一方、歩留まり率が高いのは中部、関東である。

図表17 <公共投資の乗数シミュレーション結果表> (単位：兆円)

	北日本に 1兆円投入	関東に 1兆円投入	中部に 1兆円投入	関西に 1兆円投入	西日本に 1兆円投入
北日本に対する効果	0.573	0.077	0.025	0.039	0.042
関東に対する効果	0.598	1.226	0.231	0.304	0.430
中部に対する効果	0.174	0.325	0.886	0.333	0.185
関西に対する効果	0.051	0.064	0.063	0.608	0.065
西日本に対する効果	0.055	0.074	0.035	0.062	0.668
全国に対する効果(計)	1.452	1.766	1.240	1.345	1.390
うち自地域に対する効果	0.573	1.226	0.886	0.608	0.668
うち他地域に対する効果	0.879	0.540	0.354	0.737	0.722
歩留まり率	39.5%	69.4%	71.5%	45.2%	48.1%

(4) 世代間格差問題

世代会計の観点から民主党の新規施策のマクロ的な影響を計測した。分析の対象としたのは、子ども手当、高校無償化、所得税の扶養控除の見直しである。

給付の長期的な増額を世代別に計測すると、子ども手当の給付総額現在価値額が最も大きいのは、2010年時点で27歳の世代であり、1人当たり230万円である。廃止される児童手当の総額が40万円なので、ネットで190万円の増額となる。高校無償化による負担軽減は42歳世代の19万円が最大である。

一方、扶養控除廃止による負担の変化を2010年時点で計測すると、年少扶養控除廃止による負担増は最大で38歳の17,500円、特定扶養控除の見

直しによる負担増は最大で46歳の5,400円である。生涯の税負担の増加の現在価値額を世代別に比較すると、最大は30歳世代の24万円である。

上記の新政策についての受益と負担を世代別に計測すると、給付を受ける世代はすべて給付が税負担増を上回り、その最大値は28歳世代の183万円である。この純便益は他の財源措置がなければ、財政赤字の拡大を意味する。新政策による赤字拡大を将来世代に先送りすると、将来世代は1人当たり212万円の新たな負担増を抱えることになるだろう。

図表18 <現役世代の給付最大値と将来世代の比較> (単位：万円)

	28歳世代	将来世代
子ども手当	233.5	156.6
児童手当	-40.4	-26.9
高校無償化	13.4	8.3
扶養控除廃止	-23.8	-15.5
新政策の純給付	182.7	122.5
財政赤字追加負担額		-334.4
生涯純給付	182.7	-211.9

※ 28歳世代とは2011年に28歳の世代
将来世代とは2011年に生まれる世代

以 上